

介護福祉士実務者養成施設 事務手続整理表

手 続 事 項		必 要 書 類 と 提 出 時 期	
申請	新規指定	①設置計画書+添付書類 ↓ ②指定申請書+添付書類	①9月前 ↓ ②3月前
	指定の取消	●指定取消申請書	●3月前
変更承認申請	1 修業年限 2 養成課程(昼間、夜間、通信課程を変更する場合) 3 入所定員又は学級数(増加する場合)	①変更計画書+添付書類 ↓ ②変更申請書+添付書類	①9月前 ↓ ②3月前
	4 入所定員又は学級数(減少する場合) 5 校舎の各室の用途及び面積 6 通信養成を行う地域(通信課程のみ) 7 添削その他の指導方法(通信課程のみ)	●変更申請書+添付書類	●3月前
変更届出	1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 2 養成施設の名称及び位置 3 学則(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数以外) 4 専任教員、面接授業を担当する教員 5 実習施設及び実習指導者 6 面接授業の講義室等の使用承諾(通信課程のみ) 7 課程修了の認定方法(通信課程のみ)	●変更届出書+添付書類	●変更後1月以内
報告	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第10条の規定に基づく業務報告	●業務報告書+学則(※) ※当該年度の4月1日現在の学則	●毎学年度開始後2月以内 (5月末まで)